

農山漁村地域整備交付金における盛土緊急対策事業（農林水産省）

事業名	事業内容	事業実施主体	国費率	地方負担分への財政措置
1 盛土による災害防止のための調査事業				
盛土による災害防止のための調査	盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行うもの	都道府県 又は市町村	1/3 (R6までに 限り1/2)	普通交付税措置（R5から）
2 盛土緊急対策事業				
<p>【実施区域】 原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により指定された地域又は森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林として指定された区域であること。ただし、その事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるものについては、この限りではない。</p> <p>【盛土の区分】（ア）総点検により確認された危険が想定される盛土（イ）総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土（ウ）安全性把握調査により危険と認められた盛土</p>				
安全性把握調査	（ア）若しくは（イ）の盛土の安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うもの （ア）は令和6年度までに実施、（イ）は把握後3年以内に実施するものに限る）	都道府県 又は市町村	1/2以内	適債性のないもの 地方負担分の50%を特別交付税措置
				適債性のあるもの※1 地方負担分の90%を公共事業等債（地方負担の20%を交付税措置）
盛土撤去事業※3	（ア）若しくは（イ）又は（ウ）の盛土について、対策の緊急性を踏まえて、土砂の撤去を行うもの （ア）は令和7年度までに着手、（イ）は把握後4年以内に着手するものに限る）	都道府県 又は市町村	通常分 1/2 以内	適債性のないもの 地方負担分の50%を特別交付税措置
			特別分※2 2/3	適債性のないもの 地方負担分の70%を特別交付税措置
盛土崩落対策事業※3	（ア）若しくは（イ）又は（ウ）の盛土について、対策の緊急性を踏まえて、崩落の防止を行うもの（盛土撤去事業を除く） （ア）は令和7年度までに着手、（イ）は把握後4年以内に着手するものに限る）	都道府県 又は市町村	通常分 1/2 以内	適債性のあるもの 地方負担分の90%を公共事業等債（地方負担の20%を交付税措置）
			特別分※2 2/3	適債性のあるもの 地方負担分の90%を公共事業等債（災害関連）（地方負担の45%を交付税措置）

※1 安全性把握調査等には防災対策（応急対策）が含まれているが、防災対策（応急対策）に要する経費のうち、適債性のある経費（地方財政法第5条に規定する地方債を起すことができる経費。）については、特別交付税措置ではなく地方債の対象となる。

※2 特別分とは、通常分に加え、所定の要件をすべて満たすものをいう。ただし（イ）を除く。

※3 対策工事に係る費用は、既存の交付金の枠内での対応を基本としつつ、要すれば、個別案件ごとに防災・減災対策等強化事業推進費（国土交通省）の活用も可能。